

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

国民年金保険料の免除制度の見直し

Q : 国民年金の保険料の免除が見直されると聞いたのですが、どう変わるのでしょうか。

A : まだ決まったわけではありませんが、全額免除と半額免除の2段階しかない現在の制度から、所得に応じて段階的に保険料を減らすように改める方向で、検討が進められているようです。

【解説】

国民年金の保険料については、従来から、保険料の納付が困難な場合に全額免除されるという制度がありましたが、今年の4月からは、所得に応じて全額免除または半額免除が認められる制度に改められました。

この保険料の免除を受けた期間については、老齢基礎年金の給付を計算する際には、納付期間が3分の1（全額免除の場合）または3分の2（半額免除の場合）だったものとして計算されます。ただし、保険料を追納すれば、この限りではありません。

ところで厚生労働省では、少子高齢化社会に対応するには、保険料の引上げが避けられないとしており、保険料引上げの影響を受けやすい低所得者層に対して配慮をする必要があるという理由から、現在の2段階よりも更に所得に応じてきめ細かく保険料を減免する方向で、検討しているようです。

あわせて、厚生年金加入者に扶養されている配偶者（パートで働いている主婦など）が保険料を免除されるための所得基準も、現在の130万円から引き下げる方向で検討されているようです。

